

岐阜県森林整備事業実施要領の運用等について

(平成 21 年 4 月 17 日森第 105 号林政部長通知)
(平成 21 年 6 月 4 日森第 281 号林政部長通知)
(平成 21 年 9 月 28 日森第 543 号林政部長通知)
(平成 22 年 9 月 3 日森第 448 号林政部長通知)
(平成 23 年 6 月 1 日森第 279 号林政部長通知)
(平成 24 年 6 月 8 日森第 335 号林政部長通知)
(平成 24 年 12 月 13 日森第 739 号林政部長通知)
(平成 25 年 8 月 23 日森第 487 号林政部長通知)
(平成 26 年 5 月 30 日森第 269 号林政部長通知)
(平成 26 年 9 月 1 日森第 547 号林政部長通知)
(平成 27 年 4 月 1 日森第 103 号林政部長通知)
(平成 28 年 6 月 16 日森第 299 号林政部長通知)
(平成 29 年 4 月 17 日森第 50 号林政部長通知)
(平成 30 年 4 月 17 日森第 181 号林政部長通知)
(令和元年 5 月 8 日森第 387 号の 2 林政部長通知)
(令和 2 年 4 月 20 日森第 96 号林政部長通知)
(令和 3 年 5 月 6 日森第 88 号林政部長通知)
(令和 3 年 8 月 27 日森第 366 号林政部長通知)
(令和 4 年 5 月 11 日森経第 125 号林政部長通知)
最終改正 (令和 5 年 5 月 30 日森経第 430 号林政部長通知)

森林整備事業の実施については、岐阜県森林整備事業実施要領（平成 13 年 4 月 2 日森第 1 号農山村整備局長通知。以下「県要領」という。）によるほか、本通知によるものとする。

なお、森林整備事業のうち森林作業道については、岐阜県森林作業道実施基準（平成 23 年 6 月 1 日付け森第 289 号林政部長通知）の定めに従うものとし、同基準に定めのないものに限り、本通知によるものとする。

第 1 申請事務関係

1 補助金交付申請について

(1) 添付書類

県要領第 7 の 2 の (20) のその他部長が別に定める書類は、次のものとする。

- ア 森林環境保全整備事業実施要領（平成 14 年 3 月 29 日付け 13 林整第 885 号林野庁長官通知。以下「国要領」という。）第 1 の 1 の (2) に定める森林法施行令第 11 条第 8 号に規定する団体（以下「協業体」という。）については、第 3 の 3 の (2) に定める書類
- イ 受託造林については、岐阜県森林整備事業補助金交付申請等事務取扱要領（平成 28 年 8 月 2 日付け森第 397 号林政部長通知）第 4 の 1 及び 2 おいて、交付申請に際して委任状及び精算依頼書の写しの添付を必要ないこととしているが、委託契約書あるいは長期の施業受委託契約書において受託者による補助金の交付申請及び受領、あるいは受託者が補助金から造林

補助金事務取扱手数料、資材費等を控除する規定が明記されていない場合にあっては、その旨を記載した委任状の写し

(2) 検査野帳

県要領第7の2の(2)の検査野帳については、事業主体等(県要領第2の1に規定するものをいう。以下同じ。)の調査者名のほかに現場作業責任者名を記入するものとする。

(3) 標準地の取扱い

本要領及び岐阜県森林整備事業検査要領(平成13年4月2日森第2号農山村整備局長通知。以下「検査要領」という。)に規定する標準地については、形状を1面の正方形あるいは円形とし、面積は1カ所100㎡以上とする。ただし、列状間伐等特殊な事業地に関してはこの限りでない。

また、標準地の設定数は、施行地の面積規模により次のとおりとする。

- ア 施行地面積1ha未満の場合…1カ所以上
- イ 施行地面積1ha以上5ha未満の場合…2カ所以上
- ウ 施行地面積5ha以上10ha未満の場合…3カ所以上
- エ 施行地面積10ha以上の場合…5カ所以上

(4) 長期受託造林の取扱い

長期の施業受委託契約により森林の立木竹について使用又は収益する権限を有する者が行う造林については、通常の受託造林と同様、県要領第7の2により補助金の交付申請において委託契約書の写しを添付しなければならない。

ただし、この場合にあっては農林事務所長(以下「所長」という。)は委託契約書の内容を確認し、押印(別紙様式3号の補正も可)の上、事業主体等に返還することができるものとする。

なお、委託契約の内容に変更がない場合には、次回以降の交付申請に当該委託契約書の写しを添付しても差し支えないものとする。

(5) 補助金交付申請年度の取扱い

補助金交付申請の年度は、原則として、申請しようとする施行地における施業が完了した年度とする。ただし、前年度中に完了したものであって前年度中に補助金交付申請ができなかったものについてはこの限りでない。

(6) 1施行地の取扱い

森林環境保全整備事業実施要領の運用(平成14年12月26日付け14林整整第580号林野庁森林整備部整備課長通知。以下「国運用」という。)1の(15)のアに規定する「原則として接続する区域」については、1つの周囲測量で囲まれる区域とする。ただし、区域が除地で分断される場合を除くものとする。

(7) 森林作業道等敷地にかかる除地の取扱いについて

間伐等の施業地内で森林作業道等を開設し、その間伐等の施行地を補助金交付申請する場合は、森林作業道等敷地を申請面積から差し引く(除地とする)ものとする。なお、その面積の決定方法は次のとおりとする。

- ア 原則として、森林作業道等敷地(伐開幅を含む)の実測(作業道の平面図、横断図からの測定を含む)のうえ除地面積を決定する。

- イ 県が作成する作業道標準断面図(森林作業道標準断面単価表)に準じた森林作業道等については、作業道標準断面図の作業道敷地幅に延長を乗じ除地面積を決定する。
- ウ 作業道標準断面図による作業道敷地幅と実際の森林作業道等敷地幅に大きな乖離がある場合(残土処理場や作業ポイントを設けた場合等)は、森林作業道等敷地を実測し除地面積を決定する。なお、作業道敷地幅は、切土法頭から盛土法尻の幅とし、現地の状況に応じて伐開幅を追加するものとする。

2 事業地の施行管理について

人工造林(特殊地拵えを含む)、樹下植栽、雪起こし、倒木起こし、枝打ち、保育間伐、間伐、更新伐、防護柵を除く付帯施設等整備、荒廃竹林整備の事業地の施行管理については、標準地を設定し、位置を施業図又は箇所位置図に記入するとともに実施状況を検査野帳及び施行管理表(別紙様式1号-1~7)に記入するものとする。

また、補助金の申請に係る実施率等は、施行地内の標準とみなされる適宜の場所に設定した標準地内において全植栽本数及び実施本数を計測する方法により行い、施行管理表の計算結果をもって申請するものとする。

3 写真について

(1) 撮影枚数

県要領第7の2の(7)の写真は、事業の施行箇所ごとに2枚以上(下刈りについては、遠景及び近景等2枚以上)の写真を提出するものとする。また、写真撮影にあたっては、当該写真データに撮影日及びGNSS等による位置情報を記録しなければならないものとする(写真については以下同じ)。

ア 近景は施行箇所の起点付近及びその対角線上付近の測点で撮影するとともに、撮影位置を施業図上に記載する。ただし、施行面積0.5ha未満の場合は、いずれか1箇所撮影する。

イ 遠景は可能な限り全景が確認できる写真を撮影する。

(2) 撮影方法

写真の撮影方法等は、次のいずれかの方法とする。

ア 施行年度、事業箇所、事業内容を明記した黒板等(別紙参考様式2号)を入れ撮影する方法。

イ 事業実施前後の写真を撮影し、施行年度、事業箇所、事業内容を写真帳の余白に記入する方法。

(3) 写真の返還

所長は、写真を確認し事業が適正に実施されていることを確認し、押印(別紙第3号様式)のうえ、事業主体等に返還することができる。

(4) 写真の保管

写真の返還を受けた事業主体等は、当該写真及び写真データを事業完了の翌年度から起算して5年間は保存しなければならない。

4 位置図及び施業図について

(1) 位置図

県要領第7の2の(3)の位置図については、申請期毎に作成し提出する。

(2) 過去の施業図の活用

県要領第7の2の(4)の施業図については、過去の補助金査定結果に関する書類が、県の保存期間内である箇所に限り、県の査定を受けた同図により補助金交付申請できるものとする。

(3) 施業図の測量精度

県要領第7の2の(4)の施業図については、コンパス等による測量の場合は、閉合トラバース測量における閉合比が1/100以下であること。また、現地検査時における照合結果が通常の誤差の限度(角度2度、距離100分の5)以内とする。

GNSS等による測量の場合は、2箇所以上の測点を計測し、測量野帳等のデータの精度を確認する。なお、許容される誤差の限度は座標値3.000(3m)以内とする。

(4) GNSS等座標データの換算

座標データは、国土交通省国土地理院のホームページに公開されている「測量計算」ソフト等により換算すること。

第2 事業内容関係

1 人工造林及び樹下植栽等について

(1) 補助対象の基準

人工造林(特殊地拵えを含む)及び樹下植栽等における補助対象の基準については、国要領及び国運用によるもののほか、以下による。

ア 人工造林については、1ha当たりの植栽本数が、市町村森林整備計画に定める本数もしくは1,000本のいずれか大きい本数以上のものとする。

イ 樹下植栽については、アの本数に、伐採率を乗じたものと概ね同等以上とする。

ウ 保安林内の人工造林及び樹下植栽については、森林法施行規則第57条に基づく植栽本数以上のものとする。ただし、同条項に基づく植栽本数の指定がない場合は、上記ア及びイに準じるものとする。

エ 天然稚幼樹の発生・育成を促す地表かき起こしについては、目的樹種の混交する割合が30%以上の林分において、林床植物の除去、落葉落枝の攪乱を行い、土壌のA層を表面に露出させるように実施されたものを補助対象とする。

オ 不用萌芽の除去については、目的樹種の混交する割合が30%以上の林分において、切株から群生した萌芽を1株につきおおむね3本を残し、このほかを芽かきまたは伐採して整理したもの(ただし、これにより伐採後の成立本数が1ha当たり概ね1,000本を下回る場合にはこの限りではない。)であって、実施率10%以上のものを補助対象とする。

カ 人工造林及び樹下植栽に使用する苗木については、苗畑調査事業実施要領(昭和46年7月24日付け造林第256林務部長通達)第6又は樹苗需給調整実施要領(昭和45年6月22日付け造林第244号林務部長通達。以下「需給調整要領」という。)第8に定める確認票の交付を受けた苗木(以下「確認苗」という。)により実施されたものを補助対象とする。ただし、スギ直挿等、需給調整要領において需給調整の対象となっていないものについてはこの限りでない。

キ 特殊地拵えについては、気象害による被害を受けた森林で実施するものを補助対象とする。

(2) その他留意事項

人工造林及び樹下植栽の事業実施にあたっては以下に留意するものとする。

ア 広葉樹の植栽

広葉樹の人工造林事例は少なく、植栽後の保育管理等についても不明な部分が多いことから、導入に際しては林業普及指導員等による指導を受けるものとする。特に、複層林（長期育成循環施業を含む）においては、多くの広葉樹は樹下植栽に不向きであると考えられることから、その実施については慎重に検討を行った上で実施するものとする。

2 下刈りについて

(1) 補助対象の基準

下刈りにおける補助対象の基準については、国要領及び国運用によるもののほか、以下による。

ア 2 齢級以上の林分における下刈りの実施については、原則として齢級内で 1 回のみの実施を補助の対象とする。ただし、植栽木の成長状況が悪く、雑草木の平均的な高さが植栽木の高さの 3 分の 2 以上ある場合は、2 回目以降の下刈りについても補助対象とすることができるものとする。なお、この場合は、実施前に下刈りの必要性が判断出来る写真を撮影し、交付申請書に添付しなければならないものとする。

イ 筋刈りは、刈り払い幅がおおむね 1 m 以上、坪刈りは、刈り払った部分の最短径又は、最小幅がおおむね 1 m 以上のものとする。

ウ 薬剤下刈りは 1 ha あたりの薬剤使用量がザイトロン微粒剤相当品で 120kg 以上、フレノック粒剤 10 相当品で 30kg 以上であるものを補助対象とする。

(2) その他留意事項

ア 交付申請に添付する写真は、補助採択の基準に適合していることが分かるように撮影するとともに、検査にあたっては刈り払い部分の幅等を確認すること。

イ 2 齢級以上の林分における 2 回目以降の下刈りを行おうとする事業主体等（補助金を申請しようとする者あるいは森林組合等代理申請を行おうとする者）は、実施前に現地の遠景並びに近景で撮影した写真及び写真撮影位置を記入した図面を補助金交付申請書に添付して、所長に提出する。撮影に際しては、スタッフ、ポール等を立てるなどにより、植栽木と他の雑草木の生育状況がわかるようにすること。

ウ 筋刈り及び坪刈りの実施に際しては、全刈りの場合と比較して獣虫害などを受けやすいことがあるから、それら被害の未然防止についても留意すること。

エ 薬剤の使用にあたっては、自然環境及び生活環境の保全に配慮し、法令や各種通知等の規定はもとより、その使用方法、時期、散布量等は農薬登録において定められた基準等を順守すること。

3 雪起こし及び倒木起こしについて

(1) 補助対象の基準

雪起こし及び倒木起こしにおける補助対象の基準については、国要領及び国運用による。

4 枝打ちについて

(1) 補助対象の基準

枝打ちにおける補助対象の基準については、国要領及び国運用によるもののほか、以下による。

ア 3～6 齢級の林分を補助対象とする。

イ 生枝の打幅が 1 m 以上実施された場合に補助対象とする。

5 除伐について

(1) 補助対象の基準

除伐における補助対象の基準については、国要領及び国運用によるもののほか、以下による。

ア 不用木（目的外樹種）を全て除去するものを補助対象とする。

イ 補助等（治山事業及び県単独補助事業を含む）により下刈りを実施した場合には、その翌年度から 2 年以上を経過しなければ除伐を実施して補助金の申請をすることができないものとする。

ウ 補助等（治山事業及び県単独補助事業を含む）により除伐を実施した場合には、その翌年度から 5 年以上を経過しなければ除伐を実施して補助金の申請をすることができないものとする。

(2) その他留意事項

交付申請に添付する事業実施後の写真は、伐採木の確認が出来るように撮影すること。

6 保育間伐について

(1) 補助対象の基準

保育間伐における補助対象の基準については、国要領及び国運用によるもののほか、以下による。

ア 伐採率が本数率で 30% 以上のものを補助対象とする。

イ アにかかわらず、事業実施前の林分が密度管理図上で収量比数が 0.95 を超える極めて密な状況であって、急激に疎開することによって気象災等を招くおそれがあるような場合には、その状況を証する調査野帳等を整え検査に際して提示できる場合に限り、その下限を本数率で 20% 以上にできるものとする。

ウ 補助等（治山事業及び県単独補助事業を含む）により下刈りを実施した場合には、その翌年度から 2 年以上を経過しなければ、保育間伐に係る補助金の申請をすることができないものとする。

エ 補助等（治山事業及び県単独補助事業を含む）により除伐もしくは保育間伐を実施した場合には、その翌年度から 5 年以上を経過しなければ、保育間伐に係る補助金の申請をすることができないものとする。

7 間伐について

(1) 補助対象の基準

間伐における補助対象の基準については、国要領及び国運用によるもののほか、以下による。

ア 密度管理図により収量比数が0.6より大きいと判断出来るものを補助対象とする。なお、密度管理図により判断出来ない場合は、施行予定地内に標準地を設定して標準地内の立木の本数、樹高、胸高直径を計測し、1ha当たりの成立本数及び上層木の平均樹高を出して収量比数を求めるものとする。

イ 伐採率が本数率で30%以上のものを補助対象とする。

ウ 国要領第1の1の(1)のケに規定する「地域の標準的な施業における本数密度をおおむね5割上回る森林」における間伐(以下「過密林間伐」という。)については、13~18 齢級のスギ・ヒノキ等の人工林で、樹高に対する成立本数が別表に示す基準以上の森林を補助対象とする。

エ イにかかわらず、立木の収量比数がおおむね100分の95以上であって急激に疎開することによって気象災等を招くおそれがあるような場合には、その状況を証する調査野帳等を整え検査に際して提示できる場合に限り、その下限を本数率で20%以上にできるものとする。

(2) その他留意事項

ア 補助等(治山事業及び県単独補助事業を含む。)により除伐、保育間伐又は間伐を実施した場合は、次の間伐までの間隔は、その翌年度から次に定める年数を目安とする。

- ・ヒノキ 7年以上
- ・スギ 8年以上
- ・その他 8年以上

イ アにかかわらず、補助等(治山事業及び県単独補助事業を含む。)により除伐又は間伐等を実施した場合であって植栽木の成育状況等により必要と認められる場合には、その翌年度から5年以上を経過すれば間伐等を実施して補助金の申請をすることができるものとする。

ウ 国要領第1の1の(4)のウの(イ)のbに規定する森林経営計画対象林班内にあつて、森林経営計画内の間伐及び更新伐と一体的に実施する場合については、森林経営委託契約書等により、確実に森林経営計画の対象森林となることを確認できる場合に限るものとする。

エ 国要領第1の1の(4)のウの(イ)のbに規定する隣接林班内にあつて、森林経営計画内の間伐及び更新伐と一体的に実施する場合については、当該森林経営計画の森林の経営に関する長期の方針において、森林経営計画の対象森林に取り込む旨を記載しているものに限るものとする。

オ 列状間伐の取り扱いについて、車両系システムで初回の搬出間伐を実施する7 齢級以下を「列状間伐に適する条件にある森林」とし、この森林のみからなる施行地については、原則、列状間伐の標準工程を適用するものとする。

8 更新伐について

(1) 補助対象の基準

更新伐における補助対象の基準については、国要領及び国運用によるもののほか、以下による。

ア 更新伐の補助の対象齢級は、10~18 齢級又は標準伐期齢に2を乗じた林齢以下とする。

イ 森林経営計画に基づいて行う更新伐とは、当該計画において主伐として計画されているものに限る。

ウ 更新伐のうち、整理伐(天然林の質的・構造的な改善を目的とするものをいう。)を行う場

合は、当該林分の70%以上の伐採を必要とする場合に行うもの（ただし、森林経営計画に基づいて行う場合は、この限りではない）とする。

エ 更新伐のうち、人工林において天然更新を図り針広混交林化、広葉樹林化を促進することを目的とするもの（長期育成循環施業の一環として行うものを除く。以下「人工林整理伐」という。）を行う場合、主林木の伐採率は30%以上50%以下とし、残存木の間隔が主伐木の平均樹高の2倍までの帯状、群状の伐採ができるものとする。なお、市町村森林整備計画の「植栽によらなければ適確な更新が困難な森林」に該当する森林は、人工林整理伐は実施できないものとする。

オ 長期育成循環施業の一環として更新伐を実施する場合は、「長期育成循環施業の実施について」（平成13年3月30日付け12林整第718号林野庁長官通知。以下「長期育成循環施業通知」という。）に定める方法により伐採を行うものとする。

カ ウ、エ及びオ以外を実施する場合は、主林木の伐採本数の割合は当該主林木の30%以上とする。

キ モザイク状の小皆伐は、長期育成循環施業の場合のみ出来ることとする。（ただし、整理伐を除く。）

ク 実施にあたっては、更新伐の実施後当面の間は林内相対照度が確保され、それにより下層木の生育が図られるよう、林業普及指導員等の指導を受けるなどにより、更新伐の対象となる上層木の樹種・林齢・成長状況等を勘案の上、慎重に実施率を設定すること。

(2) その他留意事項

ア 補助事業等（治山事業及び県単独補助事業を含む。）により除伐又は間伐を実施した場合には、その翌年度から5年以上を経過しなければ、更新伐を実施して補助金の申請をすることができないものとする。

イ 更新伐施行区域については、市町村森林整備計画に基づき確実な更新を行うものとする。なお、当該林地につき、原則として、その翌年度から起算して2年を経過して更新が確実に図られていないと所長が判断したときは、植栽により速やかに更新を図らなければならない。

ウ 国要領第1の1の(4)のウの(イ)のbに規定する森林経営計画対象林班内にあって、森林経営計画内の間伐及び更新伐と一体的に実施する場合については、森林経営委託契約書等により、確実に森林経営計画の対象森林となることを確認できる場合に限るものとする。

エ 国要領第1の1の(4)のウの(イ)のbに規定する隣接林班内にあって、森林経営計画内の間伐及び更新伐と一体的に実施する場合については、当該森林経営計画の森林の経営に関する長期の方針において、森林経営計画の対象森林に取り込む旨を記載しているものに限るものとする。

9 気象害等の被害を受け不良木となったものの淘汰を実施する場合

(1) 補助対象の基準

ア 保育間伐及び更新伐において、気象害等の被害を受け不良木となったものの淘汰を実施する場合における補助対象の基準については、国要領及び国運用によるもののほか、以下による。

(ア) 被害木が本数率で30%以上あるものを補助対象とする。

イ 特殊地拵えにおいて、気象害の被害を受け実施する場合における補助対象の基準につい

ては、国要領及び国運用によるもののほか、以下による。

(ア) 県に対して被害報告が提出されている林分で行うものを補助対象とする。

(2) その他留意事項

ア 国運用 1 の(5)のオに該当する場合であって、過去 5 年以内に保育間伐、間伐又は更新伐が実施された施工地である場合には、事業主体等は、早期に保育間伐又は更新伐を実施する必要性について、所長に協議を行い、所長がその必要性を認める場合は、保育間伐又は更新伐を実施し、補助金の申請を行うことができるものとする。この場合、協議を行おうとする事業主体等は、施行予定地内に、標準地を設定のうえ、標準地内の立木の本数を計測し、被害状況写真を添付し、別紙様式 4 号により所長に協議するものとする。協議を受けた所長は、必要性等判断し、速やかに別紙様式 4 号- 2 または別紙様式 4 号- 3 により回答するものとする。なお、検査に当たって必要により現地調査を行うものとする。

1 0 伐採木の搬出集積を伴うものについて

(1) 補助対象の基準

特殊地拵え、間伐及び更新伐において、伐採木の搬出集積を伴う場合における補助対象の基準については、国要領及び国運用によるもののほか、以下による。

ア 架線系については、作業道から施行地の最遠地点が水平距離で 50m 以上離れており、その施行地における集材機（タワーヤード、スイングヤード等）の稼働状況の写真が交付申請書に添付されている場合に限るものとする。

イ ア以外は車両系とする。

ウ 伐採木の搬出材積については、伐採木を出荷した原木市場などが発行する精算伝票等に記載された材積とする。また、当該材積については丸太材積を原則とする。ただし、特殊地拵えによる場合はこの限りでない。なお、伐採木の入荷を重量で行っている場合は、針葉樹材にあつては 1 t あたり 1.0 m³、広葉樹材にあつては 1 t あたり 0.8 m³ として換算した材積によるものとする。

(2) その他留意事項

ア 集積地点を現地において簡易な方法で表示しておくこと。

イ 車両系で搬出する場合は作業道の線形、架線系で搬出する場合は集材機の元柱と先柱の位置（複数架設した場合は、距離が最も長い位置）、をそれぞれ施業図及び箇所位置図上に記載するものとする。

ウ 間伐及び更新伐においては、搬出された木材の材積を施行管理表（別紙様式 1 号- 5）に記入するとともに、搬出材積集計表（別紙様式 5 号）を添付するものとする。

エ 間伐及び更新伐については、伐採木の搬出状況、集積場所におけるはい積状況等を撮影するものとし、申請書（事前申請の場合は実績報告書）に添付すること。

1 1 長期育成循環施業について

(1) 協定締結期間

岐阜県長期育成循環施業実施要領（平成 13 年 6 月 25 日森第 274 号農山村整備局長通知。以下「長期要領」という。）第 4 の長期育成循環施業協定の期間は、協定締結日から上層木が 90 年生になるまでの期間とする。

(2) その他

- ア 長期要領第5の4の「標準的な林地」とは、成立本数と胸高直径の値がともに同項に掲げる「岐阜県ヒノキ・スギ人工林分収穫表」の地位3の表中における同齢（同齢のものがない場合は直近の林齢）のものとの値と比較して±10%の範囲内にあるものをいう。
- イ 長期要領第6の軽微な変更とは、認定されている森林経営計画が遵守されているものと判定される範囲内にあるものをいい、具体的には、協定の別紙2及び長期育成循環施業事業計画書の別記様式第1号-1（又は平成16年7月1日付け森整第244号で改正する前の長期要領の別記様式第1号）に掲げる実施計画の内容の変更が森林経営計画制度運営要領（平成24年3月26日付け23林整計第230号林野庁長官通知）Iの5の（1）に掲げる範囲内にあるものとする。なお、この範囲内の変更であっても、当該森林経営計画が自主的に変更される場合であっても、協定及び事業計画書もあわせて変更することが望ましい。
- ウ 平成16年3月30日付け15林整整第851号で改正する前の「長期育成循環施業整備実施方針」に基づき設定された長期育成循環施業団地においては、改正前の団地要件に基づいて長期育成循環施業が行えることとされているが、これは、団地要件が今後も満たされることを前提としていることに留意すること。
- エ 長期要領第5の2の事前検査は、対象森林が追加される場合に要するものとするが、施業の実施方法を変更する場合等、その他の場合であっても必要に応じて検査を行うことは妨げない。

1.2 鳥獣害防止施設等整備について

(1) 補助対象の基準

鳥獣害防止施設等整備における補助対象の基準については、国要領及び国運用によるもののほか、以下による。

- ア 岐阜県森林・林業対策事業補助金交付要綱（平成18年4月1日林第7号林政部長通知）の別表1の6の1の付帯施設整備の「植栽時」とは、植栽と同時または植栽前2年以内とするが、やむを得ない場合は植栽実施後1年以内とする。
- イ 忌避剤については2齢級以下の林分を補助対象とし、植栽木1本当たりの薬剤の使用量が、コニファー水和剤相当品で原液2ml以上、ランテクター相当品で原液2ml以上であるものを補助対象とする。また、忌避剤については年度内2回までを補助対象とするが、年度内2回目であることが明確となるよう、第1の4の（2）に規定する写真の黒板等で施行時期が確認でき、かつ施行時期が写真データに記録された撮影日と一致する場合に限り補助対象とする。
- ウ クマ・シカ防除用のテープ巻きについては、1ha当たり300本以上実施し、1本当たりのテープの巻き幅が50cm以上あるものを補助対象とする。
- エ シカ防除用の枝条巻きについては、1ha当たり300本以上実施し、枝条の長さがおおむね50cm以上100cm以内、巻き付ける高さが地際からおおむね30cm以上50cm以内、枝条の枝先が下になっており根張り部分が隠れるように設置されたものを補助の対象とする。
- オ シカ防除用のネット等取付については、1ha当たり300本以上実施し、ネット等の高さが140cm以上、根張り部分が隠れるように設置されたものを補助の対象とする。
- カ シカ防護柵については、シカの移動の制御等を達成できるように適切に設置されているもの

であって、防護柵（網）の高さが概ね1.8 m以上かつ網目の大きさが10cm以下のものを補助の対象とする。

(2) その他留意事項

ア クマ・シカ防除用のテープ巻きで、実施本数が1000本/haに満たないものについての補助金額は、標準単価表の単価に（ha当たりの実施本数（小数点以下を切り捨てて整数止めたもの）÷1,000）を乗じた金額を標準単価として算出するものとする。

イ 薬剤の使用にあたっては、自然環境及び生活環境の保全に配慮し、法令や各種通知等の規定はもとより、その使用方法、時期、散布量等は農薬登録において定められた基準等を順守すること。

ウ 忌避剤については使用回数等を厳守すること。

エ シカ防護柵については、設置箇所を現地測定のうえ、県要領第7の1の(4)の「施業図」を作成し、申請書（事前申請の場合は実績報告書）に添付すること。なお、現地測量をポケットコンパス等による場合であってシカ防護柵が磁場に大きな影響を与えることが懸念される場合には、設置前に現地測量を行うものとする。また、シカ防護柵の延長管理は斜距離で行うものとする。

1.3 荒廃竹林整備について

(1) 補助対象の基準

荒廃竹林整備における補助対象の基準については、国要領及び国運用によるもののほか、以下による。

ア 地域森林計画区域内で、竹林が森林に侵入しており、除伐、間伐、保育間伐、間伐もしくは更新伐と一体的に実施するもの（同一年度に実施するものに限る。）であって荒廃竹林に係る伐採方法が皆伐によるものを補助対象とする。

イ 荒廃竹林の整備面積の合計は、一体的に実施する除伐、保育間伐、間伐もしくは更新伐の面積を超えないものとする。

(2) その他留意事項

ア 一度整備した箇所での2回目の申請はできないものとする。

イ 荒廃竹林整備後に発生するタケノコ等の除去は、補助対象としない。

1.4 被害森林整備について

(1) 補助対象の基準

被害森林整備における補助対象の基準については、国要領及び国運用によるもののほか、以下による。

ア 県に対して被害報告が提出されている林分で行うものを補助対象とする（森林保全再生整備を除く）。

1.5 森林保全再生整備について

(1) 補助対象の基準

森林保全再生整備における補助対象の基準については、国要領及び国運用によるもののほか、以下による。

ア 国運用の1の(11)のアの「被害が明らかとなっている箇所」とは、過去10ヶ年の間に当該被害の原因となる鳥獣による被害の報告がなされている箇所をいう。

イ 鳥獣の誘引捕獲にあつては、餌づけによるものを補助対象とする。

(2) その他留意事項

ア 鳥獣の誘引捕獲にあつては、事業主体等は、別紙参考様式6号により事業計画を作成するものとする。

イ 鳥獣による農林水産業等に係る被害防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）第4条の2に基づく協議会が設置されている場合は、事業主体等はアの事業計画を報告し、調整を図るものとする。

ウ 事業主体等は、アの事業計画について、予め所長に提出するものとする。

エ 鳥獣の誘引捕獲にあつて、事業主体等は、予め十分な技術的指導を受けるとともに、事業実施中は、業務日誌の記録、チェックシート等による自己点検、指導者による点検・指導・助言等を受けるものとする。

オ 国運用1の(11)のイに該当する場合については、予め事業主体等は、所長まで、被害森林の保全再生に必要である旨の協議を行うものとする。所長は当該協議があつた場合には、内容を審査のうえ承認等の結果を文書にて通知するものとする。

1.6 広葉樹林分における事業実施について

(1) 補助対象の基準

ア 広葉樹施業を実施しようとするものは、予め森林整備課が指定する研修等を受講するものとする。

イ 事業主体は研修会等の前までに、県要領第4に定める別記様式1号に別紙参考様式を添付し事業計画書を作成し、提出すること。

(2) 協定の締結

広葉樹施業を実施しようとする事業主体等は、森林所有者と協定（別紙様式8号）を締結すること。

(3) 事業実施

事業主体は、研修会等の内容を踏まえ、事業実施を行うものとする。また、事業実施後は、施業実施状況等について(1)のイの計画書を実績に読み替え報告を行うものとする。

(4) その他実施条件等

ア 事業実施後10年間は本事業による実施は認めない。

イ 過去5年間以内に国及び県の補助事業を実施していないこと。

ウ 協定期間は10年以上とするが、補助金返還対象行為及び期間は交付決定通知によるものとする。

エ 協定に反した事業主体は、以後本事業による採択を行わないものとする。

オ 本項は天然林について適用する。

1.7 林野庁長官が承認した外国樹種について

国要領に基づき林野庁長官が承認した外国樹種（コウヨウザン）の対象区域は、木曾川森林計画区、揖斐川森林計画区、長良川森林計画区、飛騨川森林計画区とする。

1 8 花粉発生源植替えについて

(1) 補助対象の基準

花粉発生源植替えにおける補助対象の基準については、農山漁村地域整備交付金実施要綱（平成 22 年 4 月 1 日 21 農振第 2453 号）及び農山漁村地域整備交付金実施要領（平成 22 年 4 月 1 日 21 林整計第 336 号ほか。以下「農山漁村実施要領」という。）によるもののほか、以下による。

ア 農山漁村実施要領別紙 6 の第 4 の 3 の(2)のウの「花粉症対策苗木等」については、スギ・ヒノキにあっては、スギ花粉発生源対策推進方針（平成 13 年 6 月 19 日 13 林整保第 31 号林野庁長官通知）別紙 2 の定義によるものであって、かつコンテナ苗であるものを対象とする。また、スギ・ヒノキ以外の樹種については、アカマツ・クロマツ・カラマツ・広葉樹（国要領第 5 の 6 の（2）に規定する樹種とする。）であって、かつコンテナ苗であるものを対象とする。

イ 立木の伐倒については申請区域内におけるスギ・ヒノキが全面伐採されたものを補助対象とする。

(2) その他留意事項

ア 花粉発生源植替えで使用するコンテナ苗については、岐阜県林業用種苗需給調整協議会の定義によるものとする。

第 3 その他

1 補助事業の周知について

(1) 案内板の設置

市町村が事業主体となる絆の森整備事業においては、管理標識あるいは案内看板等において表示を行うものとする。

(2) 事前確認及び周知

県要領第 12 の 1 の（1）に係る補助金の交付条件について、事業主体等は、事業の実施に先立ち、以下の説明及び確認等を行うこと。なお、確認等の結果、当該交付条件に反することになることが判明した場合（県において別途把握した場合等も含む。）、事業主体等は、補助金の交付申請対象から当該区域を除外しなければならないものとする。

ア 森林所有者等に対して、事業施行地における、森林以外の用途への転用や全面伐採除去等の制限について、文書等により説明すること。

イ 事業施行地の区域内及び近接区域に送電線下の区域が無いことを確認すること。また、送電線下のある場合は、電気事業者等に送電線下伐採等の区域に該当しないことを確認すること。

ウ 事業施行地の施行区域及び近接区域において、開発等に係る情報収集を行い、転用等の予定が無いことを確認すること。

エ 既に補助金受領した箇所と重複した申請でないことを確認すること。

オ 空中写真等を活用することにより、除地として取り扱うべき個所の有無を確認すること。

(3) 森林所有者等への事後周知

事業主体等及び所長は、補助の対象となった森林所有者等に対して、事業実施後にも改めて

以下により、補助金の交付条件等について周知徹底を図るものとする。

- ア 代理受領した補助金を森林組合等が森林所有者に配布する際、あるいは受託造林（長期施業受委託契約に基づくものを含む）において精算書を送付する際などに、補助金額及び交付決定に際して付される条件等を記載した文章を、代理受領者あるいは事業主体である森林組合等が森林所有者に必ず交付し、条件の周知に努める。
- イ 補助事業の施行地に、看板などで補助事業にて実施したことを表示する。
- ウ 県に対して直接に交付申請を行った事業主体等に対しては、所長が交付決定書の交付の際に、同様の内容を記載した文書を申請者に渡すよう指導するものとする。

2 施行地の売り渡し又は譲渡に対する補助金の取扱いについて

(1) 知事に報告が必要な事項

国要領第5の5の(1)のエ、農山漁村実施要領別紙6の第8の6の(1)のエの知事が必要と認める事項は次のとおりとする。

- ア 補助事業の施行地を売り渡し、若しくは譲渡し、又は賃借権、地上権等を設定しないこと。ただし、次に掲げるものを除く。
 - ① 事業実施後5年間森林所有者が保育管理した後に売り渡し、若しくは譲渡、又は賃借権、地上権等を設定するもの。
 - ② 事業実施後5年以内に売り渡し、若しくは譲渡、又は賃借権、地上権等を設定した場合には、森林所有者が5年間保育管理責任者となり、その方法が具体的に明らかにされているもの。

(2) 補助金返還

岐阜県補助金等交付規則第18条に定める補助金の返還については、売り渡し、若しくは譲渡、又は賃借権、地上権等を設定した後であっても事業主体等及び森林所有者がその責を負うものとする。

3 協業体について

(1) 協業体の取扱

協業体に関する事務の取扱いは次のとおりとする。

- ア 知事認定を要する場合
 - ① 協業体の認定
 - ② 規約の変更
- イ 所長に届出を要する場合
 - ① 総会の資料（毎年度）
 - ② 役員及び組合員の変更
 - ③ 事業計画区域の変更
 - ④ 事業計画書
 - ⑤ その他所長が必要と認めるもの

(2) 補助金申請に必要な書類

協業体が補助金の交付申請をする場合は、県要領第7の2の(20)に定める書類は次のものとする。

ア 規約

イ 構成員の氏名又は名称及び住所並びに代表者等の氏名を記載した名簿

ウ 施行地の森林所有者を記載した名簿

なお、ア及びイについては、申請を受けた所長はその内容を確認したのち、押印（別紙様式3号の補正も可）の上、申請者に返還することができるものとする。また、ア及びイの内容に変更がない場合には、次回以降の交付申請に同じ書類を添付しても差し支えないものとする。

4 都市計画法に基づく市街化区域で行う森林整備に対する補助金の取扱について

市街化区域内において、補助金を交付して森林資源の造成を図ることは、当該区域の指定の目的に照らして適当でないので補助対象としない。

5 ボランティア団体等による森林整備について

(1) 補助単価

ボランティア団体等が従事する森林整備（単発のイベント的活動や普及啓発的活動を除く）に対する補助については、次のいずれかとする。

ア 通常の標準経費に査定係数と補助率を乗じて求められた額と実行経費に査定係数と補助率を乗じて求められた額のいずれか低い額

イ 通常の標準経費に補助率を乗じて求められた額と実行経費に補助率を乗じて求められた額のいずれか低い額

(2) 補助採択

補助採択に際しては、当該団体の規約等によりその目的や責任体制、意志決定の方法、構成員となる資格や財務・会計の管理・執行状況、救急時の連絡体制等の確認を通じて公共事業の一部を担う者としての適格性を判断するものとする。また、現地検査においては、特に補助事業として採択可能な技術水準にあるか否かについても検査するものとする。

なお、ボランティア団体等の従事により森林整備が実施された施行地については、検査要領第3条第3項の規定により現地検査を省略できないものとする。

また、活動が単発的なイベントや普及啓発的活動に留まっているものについては、原則として補助対象としないものとする。

6 特定森林再生のうち被害森林整備における協定の締結について

国要領第1の2の(2)のイにある協定については、別記参考様式7号による。

7 補助金の支払期限について

当該事業に係る補助金の支払期限について、林業関係事業補助金等交付要綱（昭和47年8月11日付け47林野政第640号）に基づき、最終補助金の支払いを3月31日までに完了すること。

なお、3月31日が休日等の場合は、その前日までとする。

付 則

この通知は平成26年5月30日から施行し、平成26年度事業から適用する。なお、通知の名称変更に伴い、他の要領等において「岐阜県造林補助事業実施要領の運用等について」となっているも

のについては、「岐阜県森林整備事業実施要領の運用等について」に読み替えるものとする。

付 則

この通知は平成26年9月1日から施行する。

付 則

この通知は平成27年4月1日から施行する。

付 則

この通知は平成28年6月16日から施行する。なお、第1の4の(1)に係る改正については、平成28年10月1日から適用するものとする。

付 則

この通知は平成29年4月17日から施行する。

付 則

この通知は平成30年4月17日から施行する。

付 則

この通知は令和元年5月8日から施行する。

付 則

この通知は令和2年4月20日から施行する。

付 則

この通知は令和3年5月6日から施行する。

付 則

この通知は令和3年8月27日から施行する。

第2の17の規定は、令和3年4月1日以降に着手した事業を対象とする。

付 則

この通知は令和4年5月11日から施行する。

付 則

この通知は令和5年5月30日から施行する。